

ひとりで立ち止まっている あなたへ

外出するのが億劫なあなた、いきなり多くの人との関わりをもつのが怖いあなた、これ(在宅利用)から始めませんか？
あなたは、ひとりじゃないを実感いただくきっかけに「助けて」と言えるつながりを私たちと創ってください。

NPO法人ぴーすふる絆
障害者就労継続支援 B 型作業所
ひかりワークサポート
ひかりワークサポートくるめ・ひよし

在宅利用のご案内

在宅でのサービス利用を希望する利用者で、在宅の支援が効果的と市町村が判断した利用者は、在宅で就労継続支援B型作業所を利用することができます。

※本人が希望していない、市町村が認めない場合は、在宅でのサービス利用はできません。



就労継続支援 B 型作業所を利用出来る方

- ・障害福祉サービスをご利用の方(障害福祉サービス受給者証をお持ちの方)
 - ・障害者手帳をお持ちの方
- ※障害者手帳がなくても医師の意見書があれば利用できる場合があります。

在宅での主な作業内容

- ・パソコン訓練(タイピング、MOS 試験対策)
- ・パソコン作業(データ入力、データ入力シート制作、文書作成、資料作成、アプリ作成、ほか)
- ・千羽鶴作成(折り紙にスタンプ押し作業、折り紙で千羽鶴を折る作業、折った鶴を糸で綴る作業)
- ・その他

いずれの作業も、職業指導員もしくは生活支援員と協議し利用者の現状と生活習慣に応じて訓練や作業内容等を設定し無理のない到達目標を立てて訓練・作業をお願いします。



在宅利用の注意点

- ・1日に2回(作業開始時と終了時)作業所職員との連絡が必須です。
- ・原則週に1度の通所が必要です。(一週間の評価を行う為)
- ・原則月に1日は訓練や作業の達成度評価を行う必要があります。(週に1度の評価と同時に進行事が可能です。)

工賃・送迎、昼食(通所時)

- ・工賃は通所されている利用者と同一です。(原則日数ご利用の場合 15,000 円/月保障)
- ・作業所へ通所される日は、送迎や昼食は無料で提供します。

※市町村への申請手続きが不安な方、相談支援専門員が就いていらっしゃらない方は遠慮なくお申し出ください。

お問い合わせ先:

ひかりワークサポート 0944-88-9538
〒836-0811 大牟田市八尻町三丁目23番地1

ひかりワークサポートくるめ 0942-36-5833
〒830-0017 久留米市日吉町9番地2